

平成31年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（平成31年4月15日（月）午後13時～ 場所：久留米市役所3階303会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 在留外国人で、偽装滞在の疑いのある国民健康保険の被保険者の情報を地方入国管理局に外部提供することの公益上の必要性の有無及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否について

【健康福祉部健康保険課】

- (2) 国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

- (3) 上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様にLGWAN経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【上下水道部営業管理課】

- (4) 選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報をDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【選挙管理委員会事務局】

- (5) 風しんの抗体検査及び予防接種の案内状（クーポン券を含む。）の送付業務を民間事業者に委託するに当たり、対象者データの提供をオンライン結合等（CD-R）を用いて行うことに係る公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所保健予防課】

- (6) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

- (7) 久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の検

診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所保健予防課】

3 その他

平成30年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成31年1月18日（金） 午前10時00分～午前11時40分
場 所：市役所3階 305会議室
出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上7名（欠席：日野委員、松尾委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

（事務局）配布した前回会議の概要報告に一点、誤りがあるため訂正したい。「午後3時00分～午前3時30分」とあるのを「午後3時00分～午後3時30分」に訂正の上、ご確認いただきたい。

—了承—

* その他、意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農地台帳に登載されている農地情報等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【農業委員会事務局】

【諮問案件2】

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農業経営改善計画、青年等就農計画、営農計画書、人・農地プラン及び森林経営計画に記載されている農業経営体の経営態様等に関する情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【農政部農政課】

【農政部生産流通課】

【農政部みどりの里づくり推進課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：農業委員会事務局（下川課長補佐）、農政課（田川課長補佐）、生産流通課（角課長、廣松）、みどりの里づくり推進課（野村課長補佐、高井良）、総務部総務課（中島課長補佐、田中主査）

—資料をもとに農業委員会事務局から説明—

（会長）今回の目的外利用について、個人情報保護条例第9条第3項第4号に該当するものである

か、また、第9条第4項の本人への通知を省略できるかということについて当委員会に意見を求められており、これから検討し答申を行わなければならないということである。

(A委員) 5年前にも調査を実施されたということだが。

(実施機関) 5年前については、福岡県から各市町村に対し調査への協力依頼があり、その協力依頼に基づいて情報を利用させていただいた。今回は情報の利用について整理をしたいと考え、諮問を行った。

(B委員) 情報を利用して資料の13ページにあるような内容が適正であるかを確認するということか。

(実施機関) そうである。当調査は記入漏れが多い調査であるので、情報を確認しながら補筆等を行うものである。

(B委員) 実際に資料13ページにあるようなものが全ての農業経営者に配布されるのか。

(実施機関) 対象は一定規模以上の農家であり、5年前は名簿を1万1000件程度、調査票を3300件程度に配布している。

(B委員) 配布されたものに記載された記載内容が合っているかというのを確認するために利用するということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 市が調査員を選んで、調査員が調査を行うのか。

(実施機関) そうである。客体候補名簿の農家に聞き取りに行き、一定規模かどうかの判断をして、対象の農家に調査票を配布する。

(D委員) 目的外利用をして記載内容をチェックした結果、誤りがあった場合、対象者に問い合わせると思うが、誤りがあることをどのように確認したのかについて、対象者にはどう説明するのか。

(実施機関) 農家が記入したことを尊重するのであるが、一部記入漏れがあれば情報と照らし合わせて埋められる部分は埋める。記入された部分についてはそのとおりにして扱う。今回利用する個人情報以外にも未記入部分があるので、それについては農家に確認をする必要がある。

(D委員) 農家からなぜ市が情報を知っているのかと問われた場合にどういう言い方をするのか。根拠として審議会でも認められたから情報を利用していると答えるのか。

(実施機関) 調査票には前回調査時に回答いただいた内容の欄もあるため、前回との比較も含め尋ねることを考えている。

(D委員) 資料6ページに「審査の際に補正を行う必要がある」とあるが、再聞き取りはせずに、市の方で補正するということなのか。

(実施機関) 単位誤りなど明らかな誤りは対象者に確認することもあるが、市で訂正することもある。

(C委員) 事情の変化により、行政が保有する情報と、調査時点での情報が異なることもあると思うが、その場合は、対象者に聞かなければ分からないと考えるが。

(実施機関) 農林業センサスの調査は2段階構成になっており、まず久留米市に農家がどれくらい

あるかを把握する。次に、農家の中で一定規模以上の経営を行っているかどうかを聞き取って、調査の対象となる農家には調査票をお渡しする。

(D委員) データは、調査前と調査後のどちらにおいても活用するのか。

(実施機関) 両方において活用する。

(D委員) 調査員は調査前に対象者の名簿を持っているということか。

(実施機関) そうである。

(E委員) 調査にはどのような立場の方が行かれるのか。

(実施機関) 5年前の調査では、農事組合に依頼して調査いただいた。今回は、一般調査員に依頼したいと考えている。一般調査員で不足があれば、農業に精通した方を中心にお願いしたいと思っている。

(D委員) 調査員は市の職員か。

(実施機関) 調査員は一般の方である。

(D委員) 個人情報の管理はしっかりしていただく必要がある。守秘義務についてはどのように担保するのか。

(実施機関) 調査員は特別地方公務員であり、守秘義務が課せられる。

(C委員) かなり詳細な調査であるが、トラブルは起きていないのか。

(実施機関) トラブルが無いというわけではないが、調査票は密封した形で対象者から調査員へ渡してもらう。また、オンラインによる回答も可能である。

(C委員) 調査員が聞き取りを行って調査票に記入するのではないのか。

(実施機関) 最初に訪問した際に、調査員が候補名簿へ記入を行う。調査票は、対象者が記入後密封した専用の封筒で提出することが可能である。

(E委員) 前回の調査で問題となったことはあるか。

(実施機関) 前回の調査においては未記入箇所が非常に多く、審査の作業が大変だったため、今回未記入箇所等の補正に当たって情報を活用したいと考えている。

(E委員) 調査員は、対象者に調査のことをどの程度説明するのか。正確な情報を把握したいのであるが、個人情報でもあるので、調査員が伝えたことを対象者がどれぐらい守ってくれるかということがある。

(実施機関) 市の調査員になっていただく方は過去に調査員を経験した方が多いが、これまで個人情報が漏れたというトラブルは発生していない。また、調査員とは別に指導員がおり、前回は農協の職員にお願いしたが、よりチェック機能を働かせるため、今回は市の職員にしようと考えている。

(E委員) 調査員の中には、対象者に対して「分かる範囲で書いてもらっておいたらいいですよ。」と言ってしまふ人があると思う。そのため記入漏れが発生することもある。また、耕作を他人に任せている人もいる。きちんとした調査をするためには、調査する側、調査される側のお互いが調査に対する理解を深める必要がある。それにより記入漏れが少なくなるのではないか。

(実施機関) 調査実施前には、その点も含め、調査員を対象に説明会を実施する予定である。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

営農管理システムの再調達に伴い、事業者に対し耕作者等の情報を提供し、及び国に対し当該情報の内容をメールで報告するに当たり、オンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【農政部生産流通課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：生産流通課（角課長、廣松）

—資料をもとに市民課から説明—

(会長) オンライン結合等について、個人情報保護条例第10条第1項第2号に該当するものであるかということについて当委員会に諮問されている。オンライン結合等を安易に行うと個人情報が広範囲に拡散してしまうおそれがあるためである

(B委員) LGWAN 回線で暗号化した通信路の中を暗号化したデータで、メールによって受渡しを行うため安全性が確保されているということか。

(実施機関) 国へのメールでの報告についてはそのとおり。営農システムについては専用回線を用いて行う。

(B委員) 万が一、誤って LGWAN 回線を使用せずにメールを送付したとしても、データを暗号化しているから大丈夫ということか。

(実施機関) そのとおり。

(E委員) 実施時期は来月からということだが、いつまでか。

(実施機関) 営農管理システムについては、国の経営安定対策事業が行われている間は利用することになる。事業が廃止されない限りは続けていきたいと考えている。

(E委員) LGWAN のセキュリティの精度は高いのか。

(実施機関) 詳細を把握しているわけではないが、情報漏洩のリスクはかなり低いと認識している。

(事務局) LGWAN の LG というのは、Local Government の略であり、自治体間の情報のやりとりのために特別に作られたものである。インターネットとは別個の、行政のやり取りのために構築されたもので、情報は閉ざされた中でのやりとりになる。さらに、一定のセキュリティを設けた上での実施であるため、通常のインターネットとは比較にならないほどのセキュリティが確保されていると考える。

(D委員) オンライン結合等の対象者が8,000人ということか。

(実施機関) 農地が約81,000件であるが、付随する対象農家約8,000人の情報をオンライン結合により業者に提供する。対象は転換作物を生産する農家である。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

2020年1月からコンビニエンスストアにおける証明書交付業務を開始するに当たり、住民基本台帳システム及び印鑑登録システムによって管理しているデータを市外にある受託者のデータセンターを経由し、証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

個人住民税システムによって作成した証明書の画像データを受託者のデータセンターを経由し、証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部税収納推進課】

戸籍システムによって作成した証明書の画像データを証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：市民課（弥永課長、平林）、税収納推進課（城戸課長、森）

—資料をもとに市民課から説明—

(D委員) 市民カードを使用してコンビニで証明書が取得できるのか。

(実施機関) 市民カードではできない。マイナンバーカードでないとできない。マイナンバーカードのICチップの中に格納されているデータによって個人を識別する。

(E委員) 市民からすれば便利になるが、一方で問題点はないのか。

(実施機関) 他の自治体で先行して実施しているが、情報が漏洩した等の問題が発生したという話は聞いていない。問題があるとすれば、マイナンバーカードを持っていない方にはマイナンバーカードを作っていただく必要があることである。

(E委員) 全国どこのコンビニでも証明書が取得できるのか。

(実施機関) ほとんどのコンビニでキオスク端末を設置しているので、基本的にはどこでも取得できる。

(E委員) 対象のコンビニはすべての都道府県にあると思ってよいか。

(実施機関) 対象のコンビニがまったくない県があるかは把握していないが、久留米市内では、取得できるコンビニは100店舗ある。

(B委員) 資料49ページに、戸籍システムについては、クラウド型コンビニシステムを経由せずにコンビニ交付ができる仕組みを別途構築するとの説明があるが、今回は対象外ということか。

(実施機関) 52ページを参照いただきたい。住記・印鑑システムについては、受託者のデータセンターを経由するが、戸籍システムについては受託者のデータセンターを経由せずに証明書交付センターに送付するということだ。

(B委員) ファイアウォールはどこに置こうとしているのか。

(実施機関) 資料52ページの図で説明すると、久留米市とある枠と、枠の外との境目にファイアウォールを置く。

(B委員) LGWAN回線を用いたうえで、ファイアウォールも設置するというのか。

(実施機関) そうである。

(F委員) 先行して実施している自治体も同じような仕組みを用いているのか。

(実施機関) 戸籍システムだけはクラウド型を用いることができないため、直接証明書交付センターにデータを送付する形であるが、その他のシステムについては、久留米市と同じようにクラウド型か、直接証明書交付センターに接続する形となる。

(D委員) 52ページに「住記・印鑑システム」とあるが、「住基」ではないのか。

(実施機関) システムは、住民「記録」システムというため、システムの名称は「住記」システムである。

(D委員) コンビニ交付の利用は全国一斉に開始されるのか。

(実施機関) 久留米市は利用開始が遅れている方である。

(D委員) 他の自治体において事故は起こっていないのか。

(実施機関) 起こっていない。昨年12月の時点でコンビニ交付を行っている団体は全国で557あり、対象人口は9000万人を超えている。

(E委員) 久留米市が遅れた理由はあるのか。

(実施機関) システム更新の時期との関係で、二重投資を避けたためである。コンビニ交付の対応とシステム更新を2段階で行うと過大な費用がかかるため、システム更新に合わせて実施することとした。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

(1) 情報公開・個人情報保護審議会答申書の承認方法の見直しについて

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

(会長) 本日の諮問案件すべての答申書の言い回しについて、会長に一任いただくということによいか。

—各委員了承—

(2) 久留米市個人情報保護条例第7条第4項の規定により個人情報取扱業務の登録を一般の閲覧に供する方法の改正について (報告)

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなし。

(3) 法人から市が保有する同法人に係る情報の開示を求められた場合の対応について（報告）

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなし。

31 健保第0240号

平成31年4月8日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

在留外国人で、偽装滞在の疑いのある国民健康保険の被保険者の情報を地方入国管理局に外部提供することの公益上の必要性の有無及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否について



【諮問案件】

在留外国人で、偽装滞在の疑いのある国民健康保険の被保険者の情報を地方入国管理局に外部提供することの公益上の必要性の有無及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否について

【健康福祉部健康保険課】

○業務の概要

平成31年1月7日、厚生労働省より、「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度」について通知がなされた。この制度は、法務省と連携して、在留外国人の国民健康保険の被保険者（以下「外国人被保険者」という。）が資格取得から1年以内に高額な医療サービスの交付申請等を行った場合で、聞き取り等により偽装滞在している可能性が高いと考えられる場合には、市町村は地方入国管理局に通知を行い、通知を受けた地方入国管理局が調査を行った上で必要に応じ当該被保険者の在留資格を取り消し、当該取り消した事実を市町村に情報提供するという仕組みである。

平成31年1月7日通知（保国発0107第1号）

「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用について」

対象者：外国人被保険者が国民健康保険資格取得から1年以内に下記の申請を行った場合

- ① 国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合
- ② 高額療養費の支給申請を行った場合
- ③ 海外療養費の支給申請を行った場合
- ④ 出産育児一時金の支給申請を行った場合
- ⑤ その他医療を受ける目的で在留している（在留資格の本来活動を行っていない）ことが特に疑われる場合

適用日：平成31年1月7日から

通知を受けて、本市では、国民健康保険資格取得から1年以内である被保険者について、通知制度の対象となる上記の申請があった場合、被保険者から住所、在留資格、在留期間、資格取得年月日、資格取得事由、就労・就学状況等の情報を聞き取り、又は資料等の情報から確認を行ったうえで、被保険者が在留資格の本来の活動を行っていない可能性があると考えられる場合には、地方入国管理局に連絡票及び面接記録等の関係資料を提供し、調査の結果、在留資格が取り消された場合は、対象者の国民健康保険の資格を職権で消除し、給付費の返還請求を行う予定である。

○提供する個人情報の内容

連絡票及び提供する面接記録等の関係資料は以下のとおり

連絡票（別紙1）

- ・氏名・生年月日・住所・性別・在留資格・在留期間・資格取得年月日
- ・通知理由（在留資格の本来の活動を行っていないと判断した理由）

面接記録等の関係資料

- ・各種（支給）申請書の写し（別紙2）
※ただし、個人番号（マイナンバー）と口座情報は除く。
- ・チェックリストの写し（別紙3）

○公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

通知制度は、法令に根拠が規定されているものではないが、被保険者全体の相互扶助により運営する国民健康保険制度において、偽装滞在により国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受けることは不適切であるため、適正な資格管理に努めるという観点から国の制度に協力することは、公益上の必要性があると考えられる。また、当該制度の性質上、個人情報等を外部提供することを事前に本人に伝えると、証拠隠滅や逃亡のおそれがあることから、本人の同意を根拠に外部提供することはできない。

○本人通知の省略について（条例第9条第4項）

上記のとおり、情報が本人に伝わると、証拠隠滅や逃亡のおそれがあり、通知制度の業務に支障を及ぼすと考えられるため、本人通知を省略する。

○実施時期（個人情報利用期間）

審議会の答申後

国民健康保険被保険者 在留資格調査連絡票

〇〇県 ××市 国民健康保険所管課
 担当者:〇〇 連絡先:△△-××××
 連絡日: 年 月 日

市町村整理番号:

通知対象者	住所			
	氏名			
	在留資格		在留期間	性別 1.男・2.女 (年 月 日生)
	国民健康保険 資格取得年月日			年 月 (年 月 日まで)
通知理由	1. 地方入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。 2. 同一の住所に別世帯の多数の外国人が住民登録している。 3. 在留資格が「留学」であるにも関わらず通学していない。 4. 在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労していない 又は単純作業(アルバイト等)に従事している。 5. 在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず給与所得を得ている又は税申告がある。 6. 在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず経営するとされる会社が事業運営していない。 7. 在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等であるにも関わらず家族と別居している。 8. 在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等である者が配偶者と離婚又は死別している。 9. その他(備考欄参照)。			
備考				

【地方入国管理局記入欄】

担当者:〇〇 連絡先:△△-××××
 回答日: 年 月 日

調査結果	調査実施の有無	1. 調査済 2. 未調査 3. 調査中	在留資格取消の有無	1. 有 2. 無
	2. の場合、理由	a. 既に出国済みのため。 b. 管轄地域外へ転出済みのため。	2. の場合、理由	a. 在留資格の本来活動を行っているため。 b. 実態が把握できなかったため。 c. 活動を行っていないことについて正当な理由が認められたため。 理由 ()
	3. の場合、理由	a. 本人が呼び出しに応じないため。 b. 実態の把握に時間を要するため。 c. 公示送達を行う必要があるため。		
	在留資格取消年月日	年 月 日		

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定申請書

認定対象者	保険証の記号：番号	記号	番号							
	氏名							世帯主との続柄		
	マイナンバー									
	生年月日	年	月	日	性別	男	女			
長期入院該当				交通事故等の第三者行為					有	無
<p>限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分（認定証右下に記載）が「オ」か「Ⅱ」、「無」をお持ちの期間で、本申請日より以前1年間で、入院日数の合計が91日以上ありましたか。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> あった <input type="checkbox"/> なかった </p> <p>「あった」を選択された方で、直近3ヶ月の入院や、久留米市国保以外の期間での入院日数が含まれている場合は、領収書のコピーや入院期間の証明書の添付が必要です。</p>										
<p>上記のとおり限度額適用・標準負担額減額認定の申請をします。 なお、本請求による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務に必要な市税に関する資料を閲覧されることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住所 久留米市</p> <p>世帯主氏名</p> <p>マイナンバー</p> <p>電話番号</p>										
申請が世帯主以外の場合	<p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p style="text-align: right;">世帯主との続柄</p>									

以下市処理欄

本人確認	保険証 住基カード(写真付) マイナンバーカード 免許証 在留カード パスポート 年金手帳 障害者手帳 高齢受給者証 介護保険証 医療証 その他 ()
------	--

確認欄	手続者	収納状況	認定根拠	適用区分		長期証該当日		説明確認	
	世帯主	未納なし	所得課税証明書	ア	イ	ウ	エ	前年度証	入院日
世帯員	収納相談	公簿	オ	イ	ウ	エ	(オ・Ⅱ) 通常・長期 翌月1日 更新月特例	適用区分	済
代理人 委任状 (有・無)	可・不可 相談済	保護却下通知書 その他	オ	イ	ウ	エ		長期証	済
								食事代差額	済

上記のとおり認定いたしたい。

年 月 日 (郵送 /)

備考

処 理					受付窓口	本	耳	筑	上	高	千	田	北	城	三	受 付 印
受付	入力	確認	認定	引渡		庁	納	邦	津	牟	歳	丸	野	島	瀬	

国民健康保険 高額療養費支給申請書

久留米市長 あて

平成 年 月 日申請

被保険者証の記号・番号

電話番号

個人番号

印

世帯主の振込 金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店・支店 営業部・支所	
	種別	普通・当座	口座番号	

診療月 平成 年 月 交通事故等の
第三者行為 有・無 受付 口座

診療を受けた人とその内容	氏名							
	生年月日							
	個人番号							
	保険医療機関等の所在地・名称	所在地						
		名称						
	診療を受けた期間	日～日	日～日	日～日	日～日	日～日	日～日	
	区分	一般・退職	65～69	70～74	一般・退職	65～69	70～74	
入院・外来の別	入院・外来		入院・外来		入院・外来			
保険医療機関 (内科・歯科・調剤) 等で支払った金額	円		円		円			

公費負担等	貸付・器具・公費・乳搾ひ・1割・2割・3割	貸付・器具・公費・乳搾ひ・1割・2割・3割	貸付・器具・公費・乳搾ひ・1割・2割・3割
備考			

診療に要した費用	円	円	円
一部負担金	(実際の負担額) 円	(実際の負担額) 円	(実際の負担額) 円
支払額の計算	診療に要した費用計	一部負担金の計	支払額
	円	(実際の負担額計) 円	円

若人	区分	3回以内	4回以上	若人	自己負担限度額計算
	ア	限度額計算	140,100円	ア	252,600円 + (- 842,000円) × 1% =
	イ	限度額計算	93,000円	イ	167,400円 + (- 558,000円) × 1% =
	ウ	限度額計算	44,400円	ウ	80,100円 + (- 267,000円) × 1% =
	エ	57,600円	44,400円		
オ	35,400円	24,600円			
高齢受給者	H30.8月診療分～	3回以内	4回以上	高齢受給者(H30.8月診療分～)	自己負担限度額計算
	現役並みⅢ	限度額計算	140,100円	現役Ⅲ	252,600円 + (- 842,000円) × 1% =
	現役並みⅡ	限度額計算	93,000円	現役Ⅱ	167,400円 + (- 558,000円) × 1% =
	現役並みⅠ	限度額計算	44,400円	現役Ⅰ	80,100円 + (- 267,000円) × 1% =
	～H30.7月診療分	個人単位(外来)	世帯単位<4回以上>		
	～H29.7月診療分	44,400円 × ()人	限度額計算	高齢受給者(～H30.7月診療分)	自己負担限度額計算
	H29.8月～H30.7月診療分	57,600円 × ()人	<44,400円>	現役	80,100円 + (- 267,000円) × 1% =
	～H29.7月診療分	12,000円 × ()人	44,400円		
	H29.8月～H30.7月診療分	※14,000円 × ()人	57,600円	※年間上限144,000円	
	H30.8月診療分～	※18,000円 × ()人	<44,400円>		円
低所得Ⅱ	8,000円 × ()人	24,600円			
低所得Ⅰ	8,000円 × ()人	15,000円			

差引支払額 円

高齢・若人(現物給付) × = ≧ (一部負担金) (KRW0126F/KRW0120V)

国民健康保険 療養費支給申請書

久留米市長あて

平成 年 月 日申請

療養を受けた被保険者とその内容	氏 名		被保険者証の記号番号					
	生 年 月 日		年 月 日					
	個 人 番 号							
	被保険者区分		一般 退		就学前 70歳以上 (1割・2割・3割)			
	入院・外来の別		入院・外来		交通事故等の 第三者行為		有 無	
	傷 病 名							
	病 院 診 療 所 の 名 称	所在地						
		名 称						
療 養 期 間 又 は 装 着 日		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 日間						
療 養 の 給 付 を 受 け る こ と が で き な か っ た 理 由		1. 現物給付をしていないコルセットを装着したため 2. 小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したため 3. 治療用弾性着衣等を装着したため 4. 急病などでやむを得ず保険証を持たずに受診したため 5. 資格証明書で受診したため 6. その他 ()						
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。								
世帯主	住 所							
	フリガナ						電話	
	氏 名		(印)					
	個 人 番 号							
	振 込 金 融 機 関 名 と 口 座 番 号		銀行・信用金庫 農協・信用組合				本 店・支店 営 業 部・支所	
		普通 当座 No.						
療養に要した費用額		支給算定基準額		一部負担額		保険者負担額 (支給額)		
円		円		円		円		

受付窓口	本庁	耳納	筑邦	上津	高牟礼	千歳	田主丸	北野	三浦	城島	医級証	受付者	口座	チェック
											有・無			

(KR1ATC2F/KR1ATC2V)

国民健康保険 出産育児一時金支給申請書

久留米市長あて

平成 年 月 日申請

被保険者証記号・番号								
出 産 者	氏 名							
	個人番号							
出 産 年 月 日		平成	年	月	日	生産・死産 (在胎 週)		
給 付 金 額		円						
世 帯 主	住 所							
	フリガナ						電話	
	氏 名						印	
個人番号								
世帯主の振込金融 機関名と口座番号		銀行・信用金庫 農協・信用組合					本 店・支店 営業部・支所	
		普通 当座 No						

※出産育児一時金：4.2万円

ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関において出産した場合
又は在胎週数第22週未満の出産の場合は、出産日より以下のとおり。

平成26年12月以前：39 万円

平成27年 1月以降：40.4万円

受 付 窓 口	本	耳	筑	上	高	千	田	北	三	城	受付者	口座	チェック
	庁	納	邦	津	牟	歳	丸	野	瀬	島			

◆在留外国人の国民健康保険給付申請の際のチェックリスト(H31.1月～)

- 住民区分は登録外国人であるか
- 資格取得日は、本国より1年以内であるか
- 取得事由 「 転入・社保離脱・その他() 」
- 申請書に電話番号の記入はあるか
- 日本語が通じるか
- 通じる
- 通じない 何語なら通じるか()
- 在留カード等を持参している
- している
→在留資格と在留期間を確認
- 在留資格 「 留学・技術・人文知識・国際業務・技能・経営・管理・家族滞在・日本人の配偶者等 」
その他()
- 在留期間を記入「 年 月 日～ 年 月 日 」
- していない
→担当者が市民課で住民票の公用閲覧
- 在留資格 「 留学・技術・人文知識・国際業務・技能・経営・管理・家族滞在・日本人の配偶者等 」
その他()
- 在留期間を記入「 年 月 日～ 年 月 日 」
- 現在の就労、就学状況を聞き取る
- 学校に通っている。
学校名()
- 雇われて就労している
勤務先()
- 住民票上では同じ世帯だが、一緒に住んでいない人がいる。
(例)妻 久留米 花子 は数カ月前から家を出ており同居していない。
(例)夫 久留米 太郎 と死別・離別した。
(実態は、)
- その他
()
- その他特記事項

以下処理欄

- 入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。
- 同一住所に多数の外国人が住民登録している。
- 留学生であるにも関わらず通学している様子がない。
- 企業の管理者であるにも関わらず給与所得を得ている様子の税申告がある。
- 在留資格が「経営・管理」であるにも関わらず経営するとされる会社が事業運営していないことが判明した。
- 在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労している様子がない
又は単純作業(アルバイト等)に従事している様子である。
- 在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等であるにも関わらず家族と別居している様子である。
- 在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等である者が配偶者と離婚又は死別していることが判明した。
- その他

31 健保第0221号

平成31年4月8日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部健康保険課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について



【諮問案件】

国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

○業務の概要

本市では、毎年、国民健康保険被保険者証を一斉に更新する際に、被保険者証の作成業務を外部委託している。

現在、被保険者の情報を電磁的記録媒体（磁気ディスク又はUSBメモリ）に記録し、パスワード設定を行ったうえで、セキュリティ便で委託業者へ提供しているが、今回、電磁的記録媒体のセキュリティ便での郵送による情報の提供から、LGWAN回線を利用したデータ伝送での提供へ変更することを予定していることから、諮問を行うものである。

○提供する個人情報の内容

被保険者証の記号番号、住所、氏名、生年月日、性別、世帯主名
適用開始年月日、住民コード、世帯コード

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

作成の対象となる被保険者証は約43,000件であり、被保険者の情報を紙媒体で渡し、短期間で委託業者が端末に手入力することとなれば、相当の時間を要するとともに、入力ミスが発生することが考えられるため、委託業者にオンライン結合により情報を提供することには公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の提供に当たっては、LGWAN回線を利用したネットワーク経由でデータの送受信を行う予定である。現在は、電磁的記録媒体（磁気ディスク又はUSBメモリ）に記録し、パスワード設定を行いセキュリティ便によってデータ送付していたが、LGWANは「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」によるファイアウォール等のセキュリティ対策も施されており、また、地方公共団体と各種行政事務サービスを提供する事業者のみが専用回線で繋がる閉域ネットワークであるためセキュリティは高く、情報漏えい等のリスクは低減されることが考えられることから、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

○実施時期（個人情報利用期間）

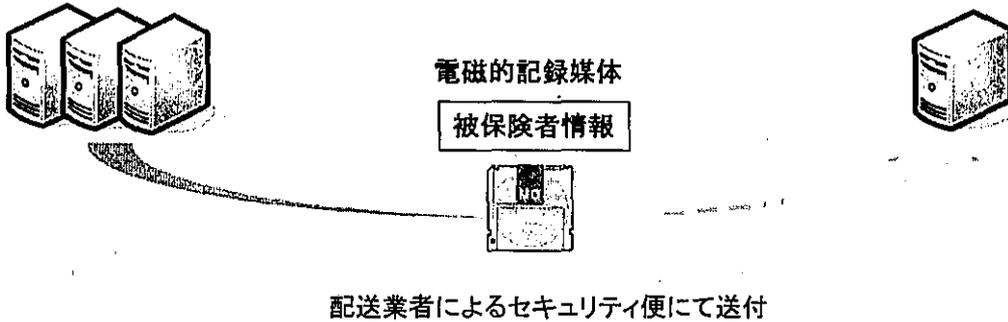
平成31年5月から

○ 現在

国民健康保険被保険者証の作成業務委託業者への被保険者情報を電磁的記録媒体にパスワード設定を行い配送業者によるセキュリティ便にて送付している。

久留米市基幹系システム

委託業者

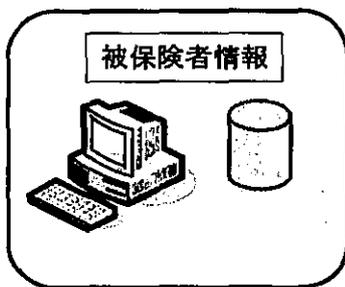


○ 平成31年6月 更新被保険者証作成時（事前確認テスト 平成31年5月実施予定）

LGWAN-ASPを利用したデータ授受サービスによる委託業者との被保険者情報の受渡しを行う。

久留米市

委託業者



LGWAN(Local Government Wide Area Network)

LGWANとは地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(インターネットから切り離された閉域ネットワーク)のこと。都道府県、市町村、国の各府省が接続されている。地方公共団体情報システム機構が管理運営している。

LGWAN - ASP(LGWAN-Application Service Provider)

LGWANという非常にセキュアなネットワークを介して、利用者である地方公共団体に各種行政事務サービスを提供すること。

被保険者情報の授受を電磁的記録媒体の配送からデータ伝送へ切替ることによる利点

1 セキュリティの向上

- ・ 地方公共団体情報システム機構が認定したLGWAN-ASPサービスの利用により高セキュリティでデータ授受可能
- ・ 電磁的記録媒体の紛失のリスクがなく運搬による問題が起きない

2 利便性の向上

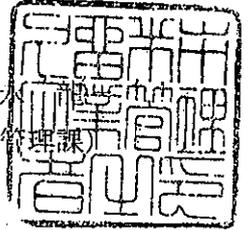
- ・ 物理的な媒体の配送と比較しデータ授受のため遠隔地であっても短時間で何回でもデータの受渡しが可能
- ・ 電磁的記録媒体の作成やセキュリティ便発送の負荷が軽減できる

3 1 企 営 1 5 号

平成31年 4月 2日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市企業管理者 徳水
(上下水道部営業管理課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

上下水道料金の口座振替データ受け渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様にL2WAN経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について



【諮問案件】

上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様にL GWAN経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【上下水道部営業管理課】

○業務概要

本市では水道料金と下水道使用料について、利用者からの納付は口座振替により行っている。口座振替に当たっては、業務担当者が銀行名、支店名、預金の種類、口座名義、口座番号、振替額の6項目の個人情報を上下水道営業管理システム上に登録し、全国銀行協会が制定したデータ様式である「全銀協フォーマット」でフロッピーディスク等の電子媒体に格納し、各金融機関に提供している。当該業務については、個人情報保護条例施行前から行っている。

今回、佐賀銀行及び福岡県信用組合の2金融機関から、平成31年10月1日から電子媒体による口座振替のやりとりを終了してデータ伝送に切り替えたいとの依頼を受けたため、切替え後も継続して口座振替による収納を行うべく、平成31年9月までに対応できる環境を構築しようとするものである。データ伝送は、市から受託事業者へのデータ送付及び受託事業者から金融機関へのデータ送付の2段階で行う（別紙1）。

なお、本市では平成29年9月から、市県民税等（※1）において同様の方法でL GWAN経由のデータ伝送を行っている。

平成31年10月からは、依頼があった2金融機関にはデータ伝送による個人情報の提供を行い、残りの23金融機関には電子媒体による口座振替を行うこととなる。ただし、久留米市農協、みい農協、福岡大城農協、三潴農協及びにじ農協の5金融機関からは平成31年度末にフロッピーディスクによる個人情報提供を終了する旨の通知を受けており、市としては業務効率向上のため、委託条件が整い次第データ伝送への切替えを行う予定である。そして、将来的には全25金融機関へデータ伝送による口座振替を行うことを目指している。

（※1）L GWAN経由のデータ伝送を行っている13費目

市県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料、駐車場使用料、保育料、母子父子寡婦福祉資金、農業集落排水使用料（田主丸・北野）、合併浄化槽使用料

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

現在、口座振替のデータ受渡し媒体は、フロッピーディスク、MO、DVD-RAMを

使用しているが、2金融機関は平成31年9月末を期限にデータ受渡し媒体の受付を終了する。データ伝送を行わなければ、該当する金融機関の口座では口座振替サービスが利用できなくなり、口座振替利用者に対し、利便性及び市民サービスの低下となり、収納率が低下する可能性がある。口座振替サービスを継続するためには、オンライン結合等を行うほかない。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

受託事業者との契約に当たっては、プライバシーマーク（※2）の付与認定を受けている等の資格要件や、個人情報取扱特記事項（別紙2）の遵守を要件として設定する。市と受託事業者間のデータ伝送にはインターネットから切り離された行政専用の閉域なネットワークであるLGWAN回線を使用し、外部から内部の情報を守るために、通信アクセス制御を行うファイアウォールを設置すると共に、LGWAN回線の通信を暗号化する。

また、受託事業者と各金融機関とのデータ伝送については、全銀ベーシック手順又は全銀TCP/IP手順を用いることにより、指定の相手先とのみ通信を可能とし、不正なアクセスについても排除することができる。

以上のようなセキュリティ上の対策が講じられていることから、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考えられる。

なお、既に運用を行っている市県民税等の13費目において、情報流出等の問題は起きていない。

（※2）プライバシーマーク

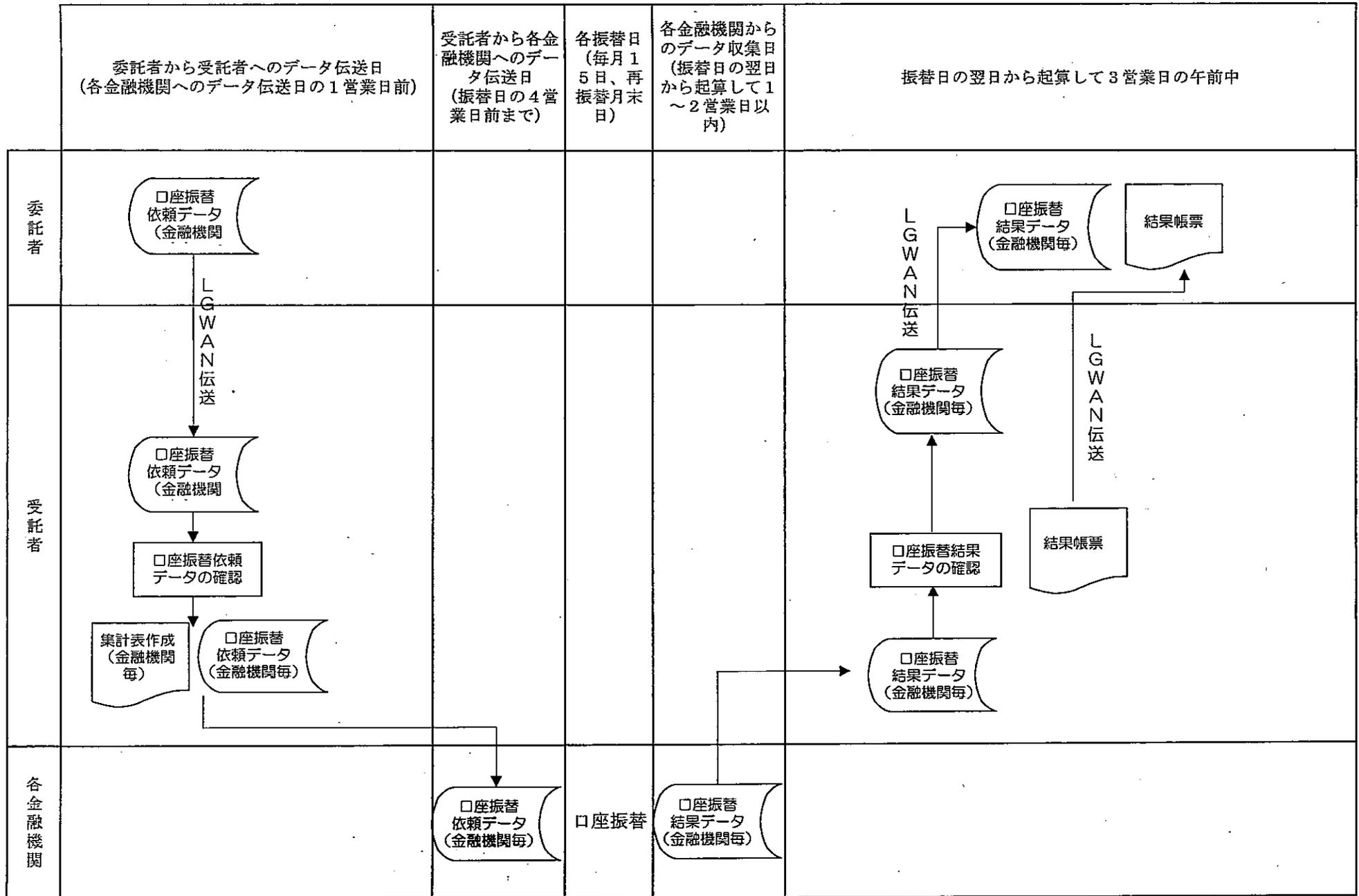
個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定するもの。

○個人情報の内容

金融機関コード、支店コード、預金種目、口座名義、口座番号、振替金額

○実施時期

平成31年10月1日から（予定）



個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、久留米市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 第3条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(厳重な保管)

第 7 条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の返還)

第 8 条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。

(廃棄)

第 9 条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄 (消去を含む。) したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第 10 条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(個人情報の持ち出し)

第 11 条 乙は、従業員による個人情報の無断持ち出しを禁止し、情報資産の紛失等を防止するものとする。

(立入調査)

第 12 条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第 13 条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第 3 4 条又は第 3 5 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

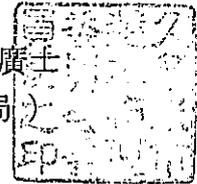
(その他)

第 14 条 乙は、第 1 条から前条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

30選 第400号
平成31年3月5日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市選挙管理委員長 石原 廣士
(選挙管理委員会事務局)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

選挙時に有権者に郵送している投票所入場券について、その入場券の作成業務を委託する際に、個人情報が含まれるデータ（電磁的記録媒体）の提供を受託者に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について。



【諮問案件】

選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報をDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【選挙管理委員会事務局】

○業務概要

市では現在、選挙の際に選挙人に交付される投票所入場券について、1枚につき有権者1名の情報が記載されたものを用いているところ、1枚につき有権者2名まで掲載する圧着ハガキに変更することとした。圧着ハガキに変更することで、同一世帯であるにもかかわらず投票所入場券の配達日時が異なるという事象を一定解消することができ、有権者が安心して投票できる環境整備を進めることができる。

また、投票所入場券の①専用様式の作成、②選挙人情報の印字、③裁断をそれぞれ別の事業者へ委託し、④配送事業者へ引き渡す前の調整（転出・死亡等で選挙人に該当しなくなった方の投票所入場券の抜き取り等）を市職員が行っていたところ、①から④までの行程を一括して1つの業者に委託する方式に変更することとした。一括して委託することで、事業費3,702千円の削減が見込まれる。

これまでは市内で投票所入場券の印刷作業を行っていたが、変更後の方式では受託者が市庁舎外において印刷作業を行うため、選挙人名簿を管理する総合行政システムの情報をDVD等の記録媒体に格納して、受託者に提供するものである。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

投票所入場券の交付対象者は約25万人であり、紙に印刷した選挙人の情報を業者に提供した場合、投票所入場券の印刷に必要な入力作業に多大な時間と労力を要し、入力ミスが生じる可能性が高い。

投票所入場券を圧着方式とし、一括で業務委託する方式に変更するには、選挙人名簿の情報を受託者へ電子データで提供しなければならず、オンライン結合等を行うほかない。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報提供に関しては、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施したデータをDVD等の記録媒体に格納し、受託者に受領証又は預り証を交付させたうえで引渡しを行う。

また、プライバシーマーク（※1）の付与認定を受けていることを受託者の条件とし、業務委託契約書に個人情報取扱特記事項（別紙1）を定め、個人情報保護のために必要な措置を行うこととしており、当該オンライン結合等により個人の権利利益を侵害するおそれはない。

※1 プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

○提供する個人情報の内容

郵便番号、住所、世帯主氏名、氏名、カナ氏名、性別、投票所名、入場券番号、投票区名

○実施時期

平成31年6月上旬以降（7月の参議院議員通常選挙から実施予定）

個人情報取扱特記事項 (案)

久留米市 (以下「甲」という。) と●●●● (以下「乙」という。) とは、投票所入場券作成業務 (以下「本業務」という。) の個人情報の保護について、次のとおり定める。

(基本的事項)

第1条 乙は、久留米市個人情報保護条例 (平成3年久留米市条例第17号) 第25条の規定に基づき、委託業務に関する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(乙の義務)

第2条 乙は、委託業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

(個人情報の保管)

第3条 乙は、委託業務を処理するために思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の保管を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(個人情報の収集)

第4条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該個人 (以下「本人」という。) の同意があるときを除き、本人以外から収集してはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を委託業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(授受及び搬送)

第6条 乙は、委託業務を処理するため個人情報が記録された資料等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理及び返還等)

第8条 乙は、個人情報の保管を行う場合には、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第9条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄(消去を含む。)したときは、市に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第10条 乙は、委託業務の一部を委託する場合、委託先における委託業務に係る個人情報の保護については、乙が責任をもって監督するものとする。

(報告等)

第11条 甲は、乙が委託業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(従事者の監督)

第12条 乙は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第13条 甲は、乙の委託業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(個人情報の開示、訂正、削除、目的外使用等の中止請求への対応)

第14条 乙は、個人から委託業務における自己に関する情報開示、訂正、削除、目的外使用等の中止の請求に応じることができるよう規程の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監査及び検査)

第16条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第17条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。

以 上



郵便はがき
選挙事務



郵便はがき
選挙事務

067764



様方

様

様方

様

福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般選挙 投票所入場券

投票日	4月7日(日)午前7時から午後8時まで		
投票所			
番号	氏名		

照合 知事 県議

福岡県知事選挙
福岡県議会議員一般選挙 投票所入場券

投票日	4月7日(日)午前7時から午後8時まで		
投票所			
番号	氏名		

照合 知事 県議



〔期日前投票宣誓書〕 ※ 4月7日(日)に投票する人は、記入不要です。

氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日生
住所	久留米市					

私は、選挙の当日、次の事由に該当の見込みであることが、真実であることを誓います。

下欄の1から6の中から該当する理由の番号を○で囲んでください。(1又は3に該当の人は、右欄の該当する記号も○で囲んでください)

1(仕事等)	ア) 仕事 イ) 学業 ウ) 地域行事の役員 エ) 本人又は親族の冠婚葬祭 オ) その他(具体的に：)
2(外出等)	「1(仕事等)」以外の用事などで投票区外に外出、旅行又は滞在
3	ア) 病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 イ) 刑事施設等に収容
4	交通至難の島等に居住・滞在予定
5	住所移転のため、他の市町村に居住予定
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

○投票日に仕事や用事等のため投票所にいけない人は、期日前投票かできます。上欄を記入して期日前投票所にご持参ください

〔期日前投票〕 【期間】○県知事：3月22日(金)から4月6日(土)まで ○県議：3月30日(土)から4月6日(土)まで
いずれも毎日午前8時30分から午後8時まで(土日も投票できます)
 【場所】○久留米市役所2階くろみホール ○田主丸総合支所2階201・202会議室
 ○北野総合支所本館1階101会議室 ○城島総合支所3階 ○三浦総合支所2階運動指導室
 ○久留米大学御井キャンパス御井学生会館3階ミーティングルーム3 [4月3日(水)午前10時から午後5時のみ]

【お知らせ】 ◆投票所入場券が届かない人や紛失した人でも、選挙資格がある人は投票できます。
 ◆県外への転出など、選挙資格を失った人は、入場券が届いていても投票できませんのでご注意ください。
 *県内他市町村へ転出した人は、投票の際、引き続き県内に住所を有する旨の証明書又は確認手続きが必要です。

【お問合せ先】 ○久留米市選挙管理委員会事務局 (電話 0942-30-9238) ○田主丸総合支所地域振興課 (電話 0943-72-2111)
 ○北野総合支所地域振興課 (電話 0942-78-3551) ○城島総合支所地域振興課 (電話 0942-62-2111)
 ○三浦総合支所地域振興課 (電話 0942-64-2311) 久留米市ホームページ <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

〔期日前投票宣誓書〕 ※ 4月7日(日)に投票する人は、記入不要です。

氏名		生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日生
住所	久留米市					

私は、選挙の当日、次の事由に該当の見込みであることが、真実であることを誓います。

下欄の1から6の中から該当する理由の番号を○で囲んでください。(1又は3に該当の人は、右欄の該当する記号も○で囲んでください)

1(仕事等)	ア) 仕事 イ) 学業 ウ) 地域行事の役員 エ) 本人又は親族の冠婚葬祭 オ) その他(具体的に：)
2(外出等)	「1(仕事等)」以外の用事などで投票区外に外出、旅行又は滞在
3	ア) 病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難 イ) 刑事施設等に収容
4	交通至難の島等に居住・滞在予定
5	住所移転のため、他の市町村に居住予定
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

○投票日に仕事や用事等のため投票所にいけない人は、期日前投票かできます。上欄を記入して期日前投票所にご持参ください

〔期日前投票〕 【期間】○県知事：3月22日(金)から4月6日(土)まで ○県議：3月30日(土)から4月6日(土)まで
いずれも毎日午前8時30分から午後8時まで(土日も投票できます)
 【場所】○久留米市役所2階くろみホール ○田主丸総合支所2階201・202会議室
 ○北野総合支所本館1階101会議室 ○城島総合支所3階 ○三浦総合支所2階運動指導室
 ○久留米大学御井キャンパス御井学生会館3階ミーティングルーム3 [4月3日(水)午前10時から午後5時のみ]

【お知らせ】 ◆投票所入場券が届かない人や紛失した人でも、選挙資格がある人は投票できます。
 ◆県外への転出など、選挙資格を失った人は、入場券が届いていても投票できませんのでご注意ください。
 *県内他市町村へ転出した人は、投票の際、引き続き県内に住所を有する旨の証明書又は確認手続きが必要です。

【お問合せ先】 ○久留米市選挙管理委員会事務局 (電話 0942-30-9238) ○田主丸総合支所地域振興課 (電話 0943-72-2111)
 ○北野総合支所地域振興課 (電話 0942-78-3551) ○城島総合支所地域振興課 (電話 0942-62-2111)
 ○三浦総合支所地域振興課 (電話 0942-64-2311) 久留米市ホームページ <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

詳しくは久留米市選挙管理委員会ホームページ等を参照ください。

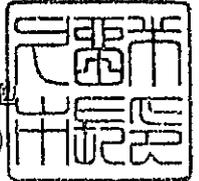
詳しくは久留米市選挙管理委員会ホームページ等を参照ください。

30保予第937号

平成31年3月8日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 保健所保健予防課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

全国的な風しんの流行拡大に伴い、国が規定した追加的対策に対応するため、市が管理する保健情報システムの対象者データを受託者へ提供するに当たり、オンライン結合等を行うことに対する公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について



【諮問案件】

風しんの抗体検査及び予防接種の案内状（クーポン券を含む。）の送付業務を民間事業者に委託するに当たり、対象者データの提供をオンライン結合等（CD-R）を用いて行うことに係る公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部 保健所保健予防課】

○業務概要

昨年7月以降、特に関東地方において風しんの患者数が増加しており、患者の中心は30代から50代の男性である。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上、風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率も低くなっている。このような状況に鑑み、国は2021年度までの3か年計画で、同期間に生まれた男性を定期接種（公的な風しんの抗体検査及び予防接種）の対象者とした。

当該事業は平成31年4月以降に実施されるが、実施にあたっては、対象者に対し、風しんの抗体検査及び予防接種の案内状と、対象者の情報が印字されたクーポン券を送付する必要があり、対象者の情報の印字、封入封緘及び送付状の作成については業者に委託する。

具体的な流れは以下のとおり。

- (1) 市が平成31年2月末時点での対象者の住民情報を予防接種業務に用いる「健康かるて」（システム）から抽出する。
- (2) 市が対象者データをCD-Rに格納したものを、日本通運㈱のセキュリティ・ガード便（機密情報輸送）を利用して、受託者のデータセンター（大阪府）の担当者宛送付する。
- (3) 受託者がデータセンターから工場（玉名市）へ社内ネットワーク（専用回線）を通じて対象者データを送付する。工場で、実施医療機関において受検資格の確認に用いることができるよう、券面に必要な情報を印字する。
- (4) 受託者が、国及び市からの案内状及びクーポン券を封入封緘し、送付状の作成及び封筒への貼付を行う。
- (5) 受託者がセキュリティ・ガード便を使って市へ納品する。
- (6) 市が案内状及びクーポン券を対象者に送付する。
- (7) 対象者が実施医療機関にクーポン券を持参し、風しんの抗体検査を受検する。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

案内状及びクーポン券の発送は、医療機関等の混乱等を避けるため、段階的に実施することとしており、平成31年4月の事業開始当初においては、管区在住の対象者のうち昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して発送する。そ

れでも送付対象者は約16,000人に及ぶ。仮に、紙に印刷した対象者の情報を受託者に提供した場合、クーポン券の印刷に必要な入力作業に多大な時間と労力を要し、入力ミスが生じる可能性が高い。また、今回の定期接種対象者の拡大について国から骨子が示されたのは平成30年12月、手引きが示されたのは平成31年2月であるが、平成31年4月から順次クーポン券を発送することとされているため、タイトなスケジュールで作業を進めなければならない。受検希望者が、本人の希望する時期に確実に受検できるようにするためには、オンライン結合等によるデータ提供により迅速に作業を進める必要がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報提供に関しては、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施したデータをCD-R等の記録媒体に格納し、データの運搬はセキュリティ・ガード便を利用する。また、受託者と締結する業務委託契約書に個人情報取扱いに関する条項（別紙2）を記載する。受託者内でのデータの受け渡しはインターネットから切り離された社内ネットワークを利用するため、高度なセキュリティが確保されている。受託者は、プライバシーマークの付与認定を受けた、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者である。これまで本市の国民健康保険被保険者証作成業務についても同様の方法で受託しており、クーポン発行業務に関しても、先行してクーポンを発行した福岡市からの受託実績がある。

以上のことから、当該オンライン結合等により個人の権利利益が侵害されるおそれはない。

- 提供する個人情報の内容 住所、氏名及び生年月日
- 実施時期 平成31年4月以降

平成 31 年度 風しん抗体検査及び予防接種にかかる
クーポン発行業務委託契約書(案) (抜粋)

(再委託の禁止)

第 9 条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 前条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(収集の制限)

第 11 条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第 12 条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第 13 条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第 14 条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 第 9 条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する管理義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(保管及び返還等)

第 15 条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第16条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

（報告）

第17条 乙は、この契約による業務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

（立入調査）

第18条 甲は、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

（従事者の監督）

第19条 乙は、その業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

（契約の解除）

第20条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

（遵守事項）

第21条 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

（損害賠償）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議事項）

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

31家 第 46 号
平成31年 4月 8日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(子ども未来部家庭子ども相談課)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について



【諮問案件】

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

○業務概要

本市では、父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、当該児童を養育する父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対して児童扶養手当を支給している。

国は、平成31年10月からの消費税率引上げに伴い、子どもの貧困に対応するため、基準日において、児童扶養手当の受給者であって、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）を対象として、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」（以下「給付金」という。）を支給することを決定した。

給付金の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村とされている。（別紙1）

これを受け、本市では、「児童扶養手当の支給業務」のため保有している児童扶養手当の受給者の個人情報と「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給業務」に目的外利用し、支給要件に該当する予定の対象者（以下「支給予定対象者」という。）に対し、給付金の申請書及び広報のためのチラシ等を同封し、送付する予定である。

また、支給予定対象者が、給付金の申請書において、児童扶養手当振込口座への振込みを希望した場合には、支給が決定された後、児童扶養手当振込口座情報を利用し、当該口座に給付金の振込みを行うこととする。（別紙2）

○目的外利用する個人情報の内容

支給予定対象者に関する情報のうち、認定番号・受給者氏名・生年月日・性別・住所・送付先・電話番号・金融機関名・預金種別・口座番号・口座名義・児童の続柄・父又は母の状況（受給理由）

○公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

給付金の支給において、児童扶養手当の受給者の個人情報を目的外利用して、給付金の申請書及び広報等のチラシを支給予定対象者に送付することにより、支給予定対象者に的確に情報を提供することができるとともに、申請書をあらかじめ送付することで、支給予定対象者が事前に申請書の記入内容を確認し、及び記入したうえで申請することができるため、支給予定対象者の負担軽減及び支給事務の効率化を図ることができることから、公益上の必要があると考えられる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（条例第9条第4項本文）は、給付金の申請書に児童扶養手当の支給に係る個人情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

○実施時期（個人情報利用期間）

平成31年7月から

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、

- ・2019年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
- ・ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(3) 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

- ※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。
- ※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。
- ※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみなす。

(4) 基準日

2019年10月31日

(5) 給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

(6) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（支給手続）

支給手続

- 支給対象者は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）に対して、支給の申請を行う。
 - * 原則として、「児童扶養手当の現況届（児童扶養手当受給資格者の現況を8月中に都道府県等に届け出るもの）の手続き」と「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の手続き」を同時に行う事により、手続きを簡素化。
 - * なお、支給対象者のうち、国が2019年11月分の児童扶養手当を支給する者については、基準日（10月31日）における住所地の都道府県等に対して、支給の申請を行うこととする。

- 申請を受け付けた都道府県等は、児童扶養手当の受給状況、婚姻をしたことがないか等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
 - * 申請時に戸籍等の提出を求めることにより、申請者が婚姻をしたことがないかを確認。
 - * 現況届（8月）と同時に申請を行った申請者が、基準日（10月31日）より前に転居した場合は、転入先の都道府県等で再度申請手続きを行う必要がある。
 - * 基準日（10月31日）より後に転居をした場合は、転入先ではなく、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県等が給付金の支給を行う。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村
市区町村長殿



1. 申請・請求者

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

証書番号

※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 ※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。
 [受取口座記入欄]受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (お墨付でお書きください)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信用連 4.信連	本・支店 本・支所 出所	1.普通 2.当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

C 現金による支給を希望
 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)
 ※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

申請取下げ書

記入日	年 月 日
-----	-------



1. 申請者

(フリガナ) 氏 名
印

* 記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
- (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
(支給要件)
 - ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
 - ③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

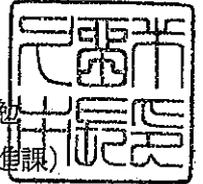
(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

31健推第68号
平成31年4月12日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部保健所健康推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の検診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について



【諮問案件】

久留米市が集団健（検）診を実施するに当たり、健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

○業務概要

久留米市では、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法に基づき、生活習慣病の予防などを目的として、医療機関による「個別健（検）診」と委託事業者による「集団健（検）診」を実施している。

平成30年度までの「集団健（検）診」については、

- ① 予約者名簿を集団健（検）診受託者に提供（紙媒体）
- ② 健（検）診実施後、集団健（検）診受託者が健診結果を久留米市に提出
- ③ 久留米市が過去の健診結果を合わせた健（検）診結果票を作成・出力し、これを集団健（検）診受託者とは別の事業者（結果説明受託者）に提供（紙媒体）
- ④ 結果説明受託者が受診者へ説明を実施

という流れで実施していた。（別紙 集団健診フロー図「平成30年度」欄）。

しかし、平成30年度までの集団健（検）診受託者の下での実施方法では、健診結果の説明までを一括して委託することができないため、受診から健診結果説明までに時間を要する等の課題があった。そのため、平成31年度からは集団健（検）診の実施を、受診者の情報や検体等を個人識別のバーコードで管理でき、結果説明まで行うことのできる別の事業者へ委託することとなった。

これにより、電話やインターネット等で予約された予約者の情報をもとに、久留米市で作成した予約者名簿を集団健（検）診受託者に電子媒体で提供し、システムに取り込むことで、問診票に個人識別用のバーコードを印字することや、検体に張り付けるバーコードシールを打ち出す等ができるようになり、情報管理の正確性が向上する。

また、集団健（検）診実施後は、集団健（検）診受託者が健（検）診結果票を作成し、結果説明を行うことから、従来より短時間で受診者への結果説明が可能となる。その結果、病気の早期予防・早期治療につながることを期待される。

○提供する個人情報の内容

住民番号、氏名、かな氏名、生年月日、性別、年齢、郵便番号、住所、電話番号、特定健康診査（保険証記号及び番号、特定健康診査受診券番号及び有効期限）、過年度分の健診結果（健診年月日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧、血中脂質検査値、肝機能検査値、血糖検査値、尿検査値、心電図検査値、眼底検査値、メタボリックシンドローム判定値、腎機能検査値、その他の代謝機能検査値など）、予約健診項目など集団健診受診の

ため必要な個人情報

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

今回、集団健（検）診の手順の変更により、予約者の過去の健（検）診結果等の情報を迅速に、かつ、正確にシステムに取り込む必要があるが、当該情報を紙媒体で渡し、システムに手入力することは、相当の時間を有するとともに、入力ミスが発生させるリスクがあることから、情報をデータで提供することには、公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

情報の受け渡しは、データファイルにパスワードを設定した上で、電磁的記録媒体等に格納し、手渡しで行うとともに、受け渡し簿に記録する。

なお、委託業者の選定にあたっては、日本工業規格のプライバシーマークの認証を受けた事業所であることを条件とし、委託契約書の中には、個人情報の特記事項を記載することとすることから、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考える。

○データの出力方法

エクセルデータ

○実施時期（個人情報利用期間）

平成31年6月から

集団健(検)診フロー図

